

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、学校において予防すべき感染症に罹患した場合、本人の療養と学校における感染拡大を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。

医師の指示に従い、登校許可があるまでは自宅でしっかり療養するようお願いします。

登校再開時には、下記の罹患報告書に保護者をご記入のうえ、担任まで提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ [鳥インフルエンザを除く]	発症した後5日かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 [溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など]	

※その他の感染症…学校内での感染拡大を防ぐために、必要な時に限り、医師の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの

学校感染症罹患報告書 (保護者の方が記入してください)

○発症日 令和 年 月 日 () 時頃

○受診日 令和 年 月 日 ()

○医療機関名 _____

○診断名 _____

○登校再開日 令和 年 月 日 ()

上記のとおり、学校感染症に罹患していましたが、医師の登校許可がでましたので登校を再開させます。

年 ホーム 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印